

兵庫県公報

令和7年3月11日 火曜日 第598号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 平成17年告示第118号（農業振興地域の変更）の一部改正（総合農政課）	2
○ 平成18年告示第924号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	2
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6
○ 同 上（同）	6

公 告

○ 落札者等の公示（環境政策課）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	7
○ 落札者等の公示（物品管理課）	8

病院局公告

○ 落札者等の公示	8
○ 入札公告	9
○ 随意契約の相手方等の公示	11
○ 同 上	12
○ 同 上	12

選挙管理委員会告示

○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	13
---	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	17
-----------	----

告 示

兵庫県告示第150号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 神戸大学医学部附属病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市中央区楠町7丁目5番2号 |
| | 認 定 年 月 日 | 令和7年2月23日 |
| | 認定の有効期限 | 令和10年2月22日 |
| 2 | 名 称 | 神戸掖済会病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号 |
| | 認 定 年 月 日 | 令和7年3月1日 |

	認定の有効期限	令和10年2月29日
3	名 称	医療法人三友会 なでしこレディースホスピタル
	所 在 地	神戸市西区平吹台東町2丁目13番地
	認 定 年 月 日	令和7年3月2日
	認定の有効期限	令和10年3月1日
4	名 称	尼崎新都心病院
	所 在 地	尼崎市潮江1丁目3番43号
	認 定 年 月 日	令和7年2月28日
	認定の有効期限	令和10年2月27日
5	名 称	明石医療センター
	所 在 地	明石市大久保町八木743番地33
	認 定 年 月 日	令和7年3月1日
	認定の有効期限	令和10年2月29日
6	名 称	社会医療法人社団順心会 順心淡路病院
	所 在 地	淡路市大町下66-1
	認 定 年 月 日	令和7年3月8日
	認定の有効期限	令和10年3月7日

兵庫県告示第151号

平成17年2月1日告示第118号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び丹波県民局丹波農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

丹波市に係る部分４を次のように改める。

- 4 現況山林（大字氷上町上新庄字嶋畑、長砂、斉の神、川端、西川及び梨木畑、大字氷上町清住字栗ヶ森、大野及び灰野、大字氷上町中字柳面及び高岸、大字氷上町長野字西山、長畑、横畑及び鶴井畑、大字氷上町柿柴字中ヶ市及び後島、大字春日町野瀬字ヒシロの一部、大字市島町下竹田字寺内、西谷、塚原、十の貝、樽井、塩津、早田、才田、コエラ、黒狭、中村、宮の上、下樽井、寺坂及び奥谷、大字市島町中竹田字岩倉、高坂、安下、金吹、中山、新道貝、西海土及び水上、大字市島町上竹田字菖蒲谷、上の段、片瀬及び大畑、大字市島町下鴨阪字野、大字市島町矢代字平林、大字市島町北岡本字中山、北中山及び松尾谷の土地を除く。）の土地であって次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第152号

平成18年8月29日告示第924号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫縣知事 齋藤元彦

三木市に係る部分 2 及び 6 を次のように改める。

- 2 今後10年以内に市街化が確実と見込まれる区域（大字稲田地内の八幡橋北詰を起点とし、美囊川、県道西脇三田線、県道高等学校線、奥地用水路、市道渡瀬山上線、市道山上田谷線、大字界（山上、田谷）、美囊川、大字界（古市、渡瀬）、地番界（大字渡瀬字横枕1番地と2番地、3番地、9番地及び10番地）、大字界（古市、渡瀬）、口池用水路、大字有安字丁ノカチ173番地から172番地を結ぶ里道、大字界（古市、有安）、県道西脇三田線、市道有安実楽線、大字有安字五反田228番地から平州343番地を結ぶ里道、市道有安大畑線、市道渡瀬大畑線、大字大畑字上通532番地から大末699番地を結ぶ里道及び699番地から687番地を結ぶ里道、大末池堤防、大字大沢字信高155番地の1の山麓線、中国縦貫自動車道乗入道路、市道古川大沢線支線、あんの池堤防、大字吉安字大倉15番地から吉川中学校敷地に沿い大倉4番地の1、県道西脇三田線、市道吉安下

1号線、字繁所206番地の1から東谷259番地を結ぶ里道、市道吉安上荒川線、吉安川、大字界（稲田、吉安）、大字稲田字森の西139番地の1から139番地を結ぶ里道、緑台1号線、2号線、5号線及び6号線、大字稲田字下原164番地の16から167番地の2を結ぶ里道及び167番地の2から182番地を結ぶ里道、市道稲田金会線、市道稲田大沢線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域）の土地であって、次の図面の水色に着色した部分に該当するものの区域

- 6 現況山林（農用地等として利用する大字細目字カリヤヲ及び寺谷、大字三津田字熊ヶ谷、大字御坂字法艦、岩井口及び与三兵衛垣内、大字井上字一ノ谷、鹿屋及び別所谷、大字志染中字伯母様谷、大字安福田字伯母様、安福田谷及び後沢、大字戸田字墓尾1910番地の1、32及び34、大字平井字新池谷、向山、丸山及び廻り山、大字鳥町字大年山、貝谷、年の神及び北山、大字久次字穴栗谷、大字笹原字青山及び長池西側、大字殿畑字北山、滝林、礼空、奥山、山ノ谷、場小屋及び万代山、大字横字横谷、大字南畑字池子谷554番地、557番地、573番地の2、580番地、584番地の4、585番地から590番地及び593番地から595番地まで、大字谷596番地から598番地及び601番地、常七山、的可749番地の4、谷の西753番地、イモジ川756番地の11、奥山757番地の1及び2、南山、大字里脇字八幡谷306番地及び325番地の1から34（6、7、10及び30を除く）、里側448番地の1から26（10及び17を除く）、30及び38、大塚谷526番地の1から32（28及び30を除く）、37、44から46及び56並びに527番地の1から14、白出畑544番地の1から8、番谷553番地、554番地の1及び554番地の2、大字吉祥寺字谷124番地の1及び132番地の1から16、大字瑞穂字西ノ谷1603番地の1から3、1609番地の2、5、6及び14、本谷1662番地の2及び4並びに1669番地の1から10、ウルシ谷1685番地、1686番地の1から12、1697番地及び1699番地の1から11、瀬渡（786番地の13を除く）、管平、南垣内（1882番地の28から32を除く）、欠町（2007番地の1、2041番地、2043番地の17及び30、2048番地の2、2050番地の13から16、2053番地の3、2054番地の3から5、2055番地の5及び6、2056番地の3及び4、2057番地の3及び4、2058番地、2059番地の2、2060番地の2、2063番地の2、2064番地の1及び4を除く）、下後2177番地の1から8（4及び5を除く）及び23、2189番地の3、6及び9から18（15及び16を除く）、2190番地及び2192番地、2193番地、上後2219番地の2及び2248番地の7、大字田谷字福松、福原及び高岡、大字長谷字大池谷518番地の2から5及び519番地の30から50、大字上松字西谷239番地の10から20（13を除く）及び104、大字楠原字向山及び桃木谷、大字豊岡字中尾、谷、西谷、山之神及び中谷、沢ケ平713番地の1、横手727番地の1及び2並びに732番地、坂之辻1326番地、1337番地及び1341番地の1、大字奥谷字五良木、龍條、竹ノ下、田代、柳株、山ノ谷、神子田、栗ノ木元、広畑、柳谷、奥ノ前、重谷、泉谷、待ヶ谷、岡ノ垣内、山ノ上、中ノ垣内、畑谷及び字北浦、大字法光寺字柳谷、大字湯谷字大洞、大坂、追越、西ノ小谷、菅谷、六郎谷、安谷及び野添、大字西奥字薦池、栃ヶ谷、中西、市ノ木、滝ノ上、西山、切下シ、三十代、楠、名国、ドブロ、南垣内、受水、石灘、陣田、松尾谷、東垣内、中ノ垣内、遠戸谷、西澤、二ツ池原及び西ノ谷、大字米田字上垣、花町、京シ谷、中畑、瀧ノ片、下モ分、井ノ上、大末及びトギ畑を除く）の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域

~~~~~

#### 兵庫県告示第153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和7年2月26日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名  | 縦覧の期間                   | 縦覧の場所              |
|----------|---------------------------|------|-------------------------|--------------------|
| 山崎土地改良区  | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 山崎地区 | 令和7年3月11日から<br>同 月31日まで | 神 崎 郡<br>福 崎 町 役 場 |

~~~~~

兵庫県告示第154号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
豊岡市津居山10番地 木 下 克 之 同 市気比4080番地 榎 本 慎 吾	津居山港	但馬漁業協同組合
豊岡市竹野町竹野194番地 吉 本 初 司 同 市同 町竹野1308番地の3 西 垣 公 男	竹野浜	但馬漁業協同組合
美方郡香美町香住区沖浦1073番地 塩 谷 政 弘 同 郡同 町香住区上計192番地の4 宮 本 幸 則	柴山港	但馬漁業協同組合
美方郡香美町香住区境11番地の1 吉 岡 力 男 同 郡同 町香住区一日市607番地 大 西 喜 幸	香住町	但馬漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月11日から同月25日まで

(2) 縦覧場所

美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合

兵庫県告示第155号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年3月11日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 指定する区域

加古郡播磨町新島41番1の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当

兵庫県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、
阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和6年近畿地方整備局告示第11号）があったので、同法

第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.273号豊川橋山手線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~

#### 兵庫県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年3月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年3月11日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名    | 道路の区域                                |    |                 |              |    |
|-----------------|--------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|                 | 区間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>多田停車場多田院線 | 川西市多田桜木二丁目790番3から<br>同 市新田一丁目272番7まで | 旧  | 5.0から<br>26.0まで | 75.0         |    |
|                 |                                      | 新  | 5.0から<br>14.0まで | 75.0         |    |

~~~~~

兵庫県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年3月11日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 山本伊丹線	宝塚市山本南2丁目50番9から 同 市山本南2丁目51番まで	旧	5.0から 5.0まで	63.0	
		新	5.0から 8.0まで	63.0	一部 予定地

兵庫県告示第159号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
切 畑	美 方 郡	新温泉町	切 畑	平 ル 林 岩 風 呂	445番の一部、445番1の一部、446番の一部、447番の一部、448番6、448番7、449番1の一部、460番1の一部、460番2の一部、460番1から447番に至る地先の道路敷の一部、460番1から447番に至る地先の水路敷の一部 480番1の一部、481番1から481番3まで、481番4の一部、481番6から481番10までの各一部、481番11、482番、484番1の一部、484番2の一部、497番1の一部、497番3の一部、499番1、500番1、501番1、481番10から484番1に至る地先の道路敷の一部

兵庫県告示第160号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和7年2月28日から適用する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「		丹波ひかみ農業協同組合 本店 同 柏原支店	丹波市氷上町市辺 丹波市柏原町柏原	」
を				
「		丹波ひかみ農業協同組合 柏原支店	丹波市柏原町柏原	」
に改める。				

兵庫県告示第161号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

[

株式会社HR S | 西宮北ドライバースクール | 西宮市山口町

1

を

「

株式会社HR S 株式会社山田写真館	西宮北ドライバースクール 山田写真館国際会館支店	西宮市山口町 神戸市中央区御幸通
-----------------------	-----------------------------	---------------------

1

に改める。

公 告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年3月11日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
淡路家畜保健衛生所ほか3施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）
予定数量250,596キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県環境部環境政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年2月4日
- 4 落札者の名称及び住所
中部電力ミライズ株式会社
名古屋市東区新町1番地
- 5 落札金額（税抜）
5,345,987円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年1月7日

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

ついては、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月11日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 生鮮&業務スーパーボトルワールドOK今津店
所在地 西宮市今津社前町8-35
- 2 法第8条第1項の規定により西宮市から述べられた意見の概要
 - (1) 屋外広告物を掲出する場合は、事前に協議を行うこと。
 - (2) 道路上に看板（のぼり旗等）を設置しないこと。
 - (3) 事業系の古紙類は可能な限り再資源化するよう努めること。

- (4) 廃棄物に係る法令等を遵守するとともに、環境負荷軽減に努めること。
 - (5) 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮すること。
 - (6) 来店客の車に対しては、必要に応じてガードマンを配置する等、円滑に場内誘導すること。
 - (7) 運搬車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発に努めること。
 - (8) 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮すること。
 - (9) 計画台数以上に自転車駐車場の需要が発生した場合は、自己の敷地内で責任を持って自転車駐車場をすること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和7年3月11日から1月間

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
道路管理パトロール車 8台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年2月17日
- 4 落札者の名称及び住所
兵庫日産自動車株式会社法人営業部
神戸市長田区二番町4丁目50
- 5 落札金額
46,664,992円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年1月7日

病 院 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

- | | | |
|---|---------------------------|----------------|
| 1 | 落札にかかる調達内容 | |
| | 県立7病院のガス調達 | |
| 2 | 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地 | |
| | 県立尼崎総合医療センター | 尼崎市東難波町2—17—77 |
| | 県立西宮病院 | 西宮市六湛寺町13—9 |
| | 県立加古川医療センター | 加古川市神野町神野203 |

- | | |
|------------------|------------------|
| 県立はりま姫路総合医療センター | 姫路市神屋町 3—264 |
| 県立ひょうごこころの医療センター | 神戸市北区山田町上谷上登り尾 3 |
| 県立こども病院 | 神戸市中央区港島南町 1—6—7 |
| 県立がんセンター | 明石市北王子町13—70 |
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 2 月 20 日
 - 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番16号
 - 5 落札金額
682, 203, 577円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告をした日
令和 7 年 1 月 31 日

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年3月11日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 野 口 眞三郎

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
医療用直線加速装置（リニアック） 一式
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約当事者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
令和8年3月31日（火）
（ただし、現時点で開院時期未定のため別途協議）
 - (4) 納入場所
兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）
（西宮市津門大塚町）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
 - (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

ること。

- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号

兵庫県立西宮病院総務部経理課

電話 0798-34-5151 (代) 内線3208

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和7年3月11日(火)から同年4月2日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年4月25日(金) 午前10時00分 場所は入札説明書に明示する。

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年4月24日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年4月23日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和7年4月2日(水)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- ） 入札の無効
 - 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- ） 契約書作成の要否
 - 要作成
- ） 落札者の決定方法
 - 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ） その他
 - 詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Medical linear accelerator
Medical linear accelerator (Linac) ,1set
- (3) Delivery period:
Mar.31, 2026
(However, as the opening date has not yet been decided, separate discussions will be held)
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (provisional name)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 Apr.2, 2025
- (6) Deadline for tender:
17:00 Apr.24, 2025 by mail
10:00 Apr.25, 2025 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
13-9, Rokutanji-cho, Nishinomiya-City, Hyogo Prefecture 662-0918
TEL (0798) 34-5151 extension 3208

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立丹波医療センター院長 西 崎 朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
県立丹波医療センター及び丹波市ミルネ診療所、丹波市ミルネ訪問看護ステーションの清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地

令和 7 年 2 月 4 日

4 契約の相手方の名称及び住所

宮野医療器株式会社 神戸市楠町 5 丁目 4 番 8 号

5 契約金額

57,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和 6 年 12 月 17 日

8 随意契約をした理由

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 8 号による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、変更及び取消しした旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第 73 号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 11 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永 田 秀 一

表神戸市の項中

「

灘区民ホール	神戸市灘区岸地通 1 丁目 1 ー 4
灘区文化センター	神戸市灘区深田町 4 丁目 1 ー 39—401

」

を

「

灘区民ホール	神戸市灘区岸地通 1 丁目 1 ー 1
灘区文化センター	神戸市灘区深田町 4 丁目 1 ー 39

」

に、表伊丹市の項中

「

伊丹市共同利用施設北村センター	伊丹市北園 1 丁目 13
伊丹市共同利用施設西台センター	伊丹市西台 2 丁目 5 ー 6

」

を

「

伊丹市共同利用施設北村センター	伊丹市北園 1 丁目 13
-----------------	---------------

」

に

「

伊丹市共同利用施設口酒井センター	伊丹市口酒井 1 丁目 3—39
伊丹市共同利用施設くすのきセンター	伊丹市北本町 1 丁目 302

」

を

「

伊丹市共同利用施設口酒井センター	伊丹市口酒井 1 丁目 3—39
------------------	------------------

」

に

「

伊丹市共同利用施設若菱柏木センター	伊丹市若菱町 2 丁目 3
伊丹市共同利用施設あじさいセンター	伊丹市宮ノ前 3 丁目 6—1

」

を

「

伊丹市共同利用施設若菱柏木センター	伊丹市若菱町 2 丁目 3
-------------------	---------------

」

に

「

伊丹市共同利用施設瑞原センター	伊丹市瑞原 3 丁目 63
伊丹市中央コミュニティセンター	伊丹市中央 6 丁目 3—7

」

を

「

伊丹市共同利用施設瑞原センター	伊丹市瑞原 3 丁目 63
-----------------	---------------

」

に

「

伊丹市共同利用施設南荻野センター	伊丹市荻野西 1 丁目 1—13
伊丹市桜ヶ丘コミュニティセンター	伊丹市桜ヶ丘 2 丁目 3—3

」

を

「

伊丹市共同利用施設南荻野センター	伊丹市荻野西 1 丁目 1—13
------------------	------------------

」

に、表豊岡市の項中

「

豊岡市	豊岡市民体育館	豊岡市立野町 1—3
	豊岡隣保館美庄館	豊岡市庄境1066

」

を

「

豊岡市	豊岡隣保館美庄館	豊岡市庄境1066
-----	----------	-----------

」

に

「

	日高文化体育館	豊岡市日高町祢布954—6
	小坂地区多目的研修集会施設	豊岡市出石町福居946

」

を

「

	日高文化体育館	豊岡市日高町祢布954—6
--	---------	---------------

」

に

「

	資母体育館	豊岡市但東町中山760
--	-------	-------------

」

を

「

	資母体育館	豊岡市但東町中山706
--	-------	-------------

」

に、表赤穂市の項中

「

	赤穂市立有年隣保館	赤穂市有年樽原734—2
--	-----------	--------------

」

を

「

	赤穂市立有年隣保館	赤穂市有年樽原734—2
--	-----------	--------------

」

に、表南あわじ市の項中

「

南あわじ市	南あわじ市西淡社会教育センター	南あわじ市松帆古津路970—1
	南あわじ市賀集スポーツセンター体育館	南あわじ市賀集995
	南あわじ市阿万スポーツセンター体育館	南あわじ市阿万塩屋町757—9
	南あわじ市コミュニティーセンター潮美台会館	南あわじ市潮美台1—19—19

」

を

「

南あわじ市	南あわじ市西淡社会教育センター	南あわじ市松帆古津路970—71
	南あわじ市賀集スポーツセンター体育館	南あわじ市賀集1031
	南あわじ市阿万スポーツセンター体育館	南あわじ市阿万塩屋町757—63
	南あわじ市コミュニティセンター潮美台会館	南あわじ市潮美台1—19—19

」

に、表朝来市の項中

「

	粟鹿地区農村環境改善センター	朝来市山東町粟鹿873
	山東老人福祉センター	朝来市山東町楽音寺118

」

を

「

	粟鹿地区農村環境改善センター	朝来市山東町粟鹿873
--	----------------	-------------

」

に

「

	朝来市和田山生涯学習センター	朝来市和田山町玉置824—1
	朝来市朝来生涯学習センター	朝来市新井73—1

」

を

「

	朝来市和田山生涯学習センター	朝来市和田山町玉置824—1
--	----------------	----------------

」

に、表淡路市の項中

「

淡路市	一宮老人福祉センター	淡路市郡家686
	柳沢老人福祉センター	淡路市柳沢甲16—4

」

を

「

淡路市	柳沢老人福祉センター	淡路市柳沢甲16—4
-----	------------	------------

」

に、表加東市の項中

「

	コミュニティセンター東条会館	加東市天神625
--	----------------	----------

」

を

「

	コミュニティセンター東条会館	加東市掬鹿谷56
--	----------------	----------

」

に、表多可町の項中

「

	八千代コミュニティプラザ	多可町八千代区中野間650—1
	中コミュニティプラザ	多可町中区茂利20

」

を

「

	八千代コミュニティプラザ	多可町八千代区中野間650—1
--	--------------	-----------------

」

に、表太子町の項中

「

太子町	太子町立南総合センター	太子町塚森131
	太子町立文化会館	太子町鵜1310—1
	太子町保健福祉会館	太子町老原102—1

」

を

「

太子町	太子町立南総合センター	太子町塚森131
-----	-------------	----------

」

に改める。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村 井 紀 之

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) レギュラーガソリン 予定数量 91万2千リットル
 - (2) ハイオクガソリン 予定数量 30万5千リットル
 - (3) 軽油 予定数量 6万3千リットル
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年2月20日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
伊丹産業株式会社 兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
 - (1) レギュラーガソリン 1リットル 160円10銭
 - (2) ハイオクガソリン 1リットル 171円10銭
 - (3) 軽油 1リットル 137円00銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年1月7日